

柏崎市社会福祉協議会非常勤職員採用募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員の募集を行います。

1 受付期間

午前9時～午後5時までに市販の履歴書・職務経歴書・資格書の写しを提出してください。（郵送可）

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
児童クラブ支援員（非常勤）	5～6名	学歴不問・年齢不問・資格・経験不問 ※資格：普通自動車免許を有する方 資格・経験不問 ただし、保育士、幼稚園教諭、児童指導員、児童福祉士、社会福祉士等の資格を有する方や経験者は優遇します。

3 申し込み資格

住 所 採用時に当会配属先事業所に、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会が市から受託している児童クラブ（柏崎市内）

比角第一・比角第二、米山、中通、北条、大洲、東部、荒浜、半田第一・半田第二、北鯖石、鯖石、鯨波児童クラブのいずれか

※配属後、本会が受託する他の児童クラブへ異動をお願いすることがあります。

5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書等提出後、1週間以内に日時をご連絡します。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否については、面接後3日以内に電話で通知いたします。採用時期については応相談

7 給 与 等

(1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。

時 給 830円 ～ 930円

(2) 手 当 状況により通勤手当等が支給されます。

- (3) 雇用期間 雇用開始の日が属する年度の3月31日まで（更新あり）
（更新の可能性あり。更新後の契約期間は1年間になります。）
- (4) 福利厚生 雇用保険・労災保険に加入します。
- (5) その他 本会職員就業規則及び雇用契約職員の細則によります。

8 就業時間等

(1) 就業時間

- ①勤務日：ア 学校休業日以外の月～土の週5日程度で1か月単位の勤務表による
（月に3～4回土曜日に勤務をお願いします。）
イ 夏休み、冬休み、春休み等の学校休業日
- ②勤務時間：ア 学校休業日以外の月～金
13：30～18：30の間で5時間程度
イ 学校休業日の月～金
7：30～13：15又は12：45～18：30で5時間45分程度
ウ 土曜日
7：30～13：00又は13：00～18：30で5時間30分程度
※出勤日及び休日は1か月単位の勤務表により定めます。
- ③職務内容：保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童をお預りし、遊びや生活の場を提供し、児童が安全で楽しく過ごせるよう見守りや指導を行います。

9 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）職務経歴書を添付し、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（資格証及び運転免許証等の写し）
- ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。
- ⑥ 受験を希望する職を忘れずに記入してください。

10 照会等

この試験についてご不明な点がございましたら、下記に連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

TEL (0257) 22-1411 (担当：本間)